

令和 8 年 4 月 15 日 区長記者会見

【司会】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 8 年 4 月 15 日、北区長定例記者会見を開始いたします。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。私、広報課長の村松です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、やまだ区長、政策経営部長の藤野、企画課長の江田、経営改革・公共施設再配置推進担当課長の片岡、シティブランディング戦略課長の大高、戸籍住民課長の木暮、北部地域保護担当課長の工藤、障害福祉課長の菊池、中央図書館長の戸澤が出席しております。

それでは、早速ですが、やまだ区長、よろしくお願いいたします。

【やまだ区長】

皆様、こんにちは。2026 年、令和 8 年度の第 1 回目、4 月の区長記者会見に、お忙しい中皆様お集まりをいただき、誠にありがとうございます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは記者会見、まず表紙からご紹介をさせていただきます。表紙は「浮間さくら草」であります。北区の春を象徴する「浮間さくら草」、この魅力とその美しさを守り続けてきていただいている、「浮間ヶ原桜草保存会」の皆様の活動をご紹介したいと思います。

かつて、浮間ヶ原は、荒川の恩恵を受けたさくら草が一面に咲き誇る名所でありました。しかし、環境の変化によって、一時は絶滅危機に瀕しました。その危機を救ったのが、昭和 37 年に結成された保存会であります。地元の皆様が庭先の桜草を持ち寄り、60 年以上にわたって心血を注いで栽培を続けてこられました。

保存会の皆様からは、来場者の皆さんに「きれいと言ってもらえると励みになる。嬉しい」ですとか、その一方で、通年の過酷な草取り、もう一年中ですね、草刈りや草取りあるんですね。雑草を取っていくという作業があるという、これが大変だよという話も伺っております。また、近年の猛暑によって、水の管理をすることも非常に難しいという話も伺いました。こういったご苦労の中で、この浮間のさくら草を守っていただいている保存会の皆様には、感謝を申し上げたいと思います。

私たちが、この浮間さくら草の圃場で、いっぱい可愛いお花を楽しめるのは、こういった地域の方々の熱い思いと、深い愛情の賜物であると思っています。ありがとうございます。

そしてですね、このさくら草は、毎年 4 月に、開花の時期に合わせて、「さくら草祭り」を開催されています。今年は 62 回目となる「さくら草祭り」、4 月の 12 日から 25 日ま

で開催されています。また 19 日には、お祭りに合わせた御神輿も出ますので、よかったですら皆さんで見てください。

また、浮間と言えぱですね、何と言っても今年、記念すべき年であります。浮間 100 年ということで、もともと埼玉県の一部であった浮間が、東京に編入されてからちょうど 100 年の年にあたります。この秋が 100 年目になります。

この浮間 100 年に合わせて、浮間地域でさまざまなイベントが開催されるとも伺っておりますので、この 1 年、注目の年になると思います。ぜひ「さくら草祭り」をはじめ、浮間に訪れてみていただければ嬉しいです。よろしく願いいたします。

それでは、今月の記者会見の内容です。こちらの方、ご覧の 5 つの事業についてご報告させていただきます。

1 つ目がオリジナル婚姻届とフォトブース。2 つ目が電子図書館のオープン。3 つ目がネーミングライツパートナーの募集について。そして 4 つ目が住民税非課税高齢者世帯等エアコン購入費助成事業について。5 つ目が心身障害者福祉タクシー事業についてであります。

1 つ目のご報告です。北区オリジナル婚姻届、そしてフォトブースのリニューアルであります。

1 つ目はですね、婚姻届です。北区では結婚されたお二人の門出をお祝いしまして、全国でも非常に珍しい、カスタマイズ可能な電子データによる「北区オリジナル婚姻届」の配布を開始いたしました。

デザインには北区のお花、皆さんご存知でしょうか、よく桜と間違われるんですが、北区の花は「ツツジ」です。桜は北区の木です。はい。この北区の花「ツツジ」を採用した柄となっています。ツツジの花言葉はですね、「愛の喜び」です。なので、婚姻届にぴったりな様子になっているかなと思います。区からの祝福を込めて、このようなデザインにさせていただきました。北区ならではの特徴としまして、23 区唯一の、自由度が高い婚姻届だと思っています。他の 23 区内では、他の 6 区が、オリジナルの婚姻届を作られておりますが、画像編集ソフト等で自由に加工できる電子データというのは、他の区では例が無いです。

このデータを、ホームページからダウンロードしていただきまして、余白の部分があるとすんぽうですけども、すみません、実物がこちらになります。この下のところに、今写真も入れておりますが、ここにですね、お二人の記念写真ですとか、思い出の写真ですとか、コメントですとか、そういった思いをですね、詰めていただいて、込めていただいて、区役所に提出。同じものをですね、多分皆さん手元に残されると思いますので、記念に残していただけたら嬉しいなというふうに思っています。

従来の形式に縛られない、捉われない、思い出に残る届出を作成していただける、私たち北区の愛情を込めて作った届出であります。世界に一つだけのデザイン、ぜひとも多くのご結婚される皆様にご活用いただきたいなというふうに思っています。

また、この届出はですね、窓口の方には置いておりませんので、インターネットでダウンロードしていただいて、印刷をして届けていただきたいと思います。これ、法令でサイズが A3 サイズと決まっておりますので、小さくせずに、A3 サイズで印刷をして、区の方にお届けいただきたいというふうに思っています。2月の18日からこの用紙をご利用いただけるようになっておりますが、既に活用いただいているカップルも大勢いらっしゃいます。北区では、年間大体 4,000 組の婚姻届出があります。ぜひ多くの皆様にご活用いただいて、思い出の1ページにさせていただけたら嬉しいなと思っております。よろしくお願ひします。

そしてですね、この婚姻届とともに、届出を出した後に、よく皆さん写真をですね、フォトブースで撮っていただいております。このフォトブースの1階部分が、リニューアルをさせていただきました。地下と1階と、どちらもリニューアルなんですけど、特に1階のフォトブースがですね、これも自治体、庁舎では初となると思います、「#MirrorSnap」を導入いたしました。区役所第1庁舎1階のフォトコンテンツですね。

前はですね、ただ看板があって、その前で撮っていただく、自撮り棒で撮っていただくような形だったんですが、ちょっと画面をご用意しまして、フレームが3通りプラス白だけのもので、全部で4通りのフレームがありまして、そこに向かってポーズをとって写真を撮っていただいて、そのQRコードが出ますので、ダウンロードを携帯にして、思い出の品になるというものであります。

私もですね、実際、婚姻届ではありませんが、撮ってまいりました。こんな形で携帯に写真として保存できたり、インスタでアップしていただけたら、すぐにSNSで活用いただけるような形になっておりますので、婚姻届の後、あわせてですね、北区に観光で来てくださった方、また区役所に来られた方、ご家族やお友だち同士、何かの記念でフォトブースに寄っていただいて、みんなで楽しい写真を撮っていただけたらいいなというふうに思っております。ぜひ撮っていただきましたら、ご自身のインスタですとかSNSに投稿いただいて、北区も発信、併せてしていただけたら嬉しいなというふうに思っております。

この多彩な編集機能を用いております、ちょっと先程出したんですけども、スタンプも付いております。この3つをご用意しておりますので、好きなように配置していただいて、可愛く作っていただけたらなというふうに思っております。北区の魅力を身近に感じていただける、開かれたフォトスポットを目指していきたいと思ひます。

庁内時間外の場合ですね、時間外の届け出の際ですとかは、地下1階のフォトブースの方で撮っていただきたいと思ひます。こちらはですね、ウェディングのページだけ

になっておりますので、ぜひ時間内にお届けをいただいて、この自治体、庁内初の「#MirrorSnap」、ご活用いただけたら嬉しいなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

そして 2 つ目のご報告です。2 つ目は、北区電子図書館オープンのお知らせです。いつでもどこでも、手のひらに図書館をということで、北区ではインターネットを通じて 24 時間 365 日、場所を選ばずに読書を楽しめる、北区電子図書館をオープンいたしました。

子どもたちが楽しめる児童書から学習参考書、また外国語資料に至るまで、多様な世代、また背景の皆様にご利用いただけるラインナップを揃えております。あわせてですね、北区の貴重な文化・歴史資料の電子化も進めておりまして、地域の魅力を発信するプラットフォームとして、皆様に活用していただけたら嬉しいなと思います。そういった役割も担っています。

この電子図書館、さまざまな方々にご利用いただきたいと思っておりますが、と申しますのは、読書のバリアフリー化です。全ての区民の方々が、手軽に、身近に読書を楽しんでいただける、また読書を好きになっていただける、そんな環境づくりを目指しています。

まず手軽にということではいきますと、自動返却システムとして、貸出期間が 14 日間です。14 日間が終了すると自動で返却されます。また、一回の貸出が 2 冊までという形であります。返却の手間や返却忘れて「あ〜」って思われたこと、多分多くの方々お持ちだと思うんですけども、私もよくやりました。こういった返却忘れがないということも、読書していただく一歩につながるかなというふうに思っています。あわせてですね、予約図書の前準備完了通知が、メールですとかアプリで通知されます。なので、「予約をしていた本が、順番回ってきましたよ」というような形ですぐにご利用いただけるのも、すごく便利かなというふうに思っています。

あわせて、機能としても充実しています。文字の拡大、これは本だけではできない。電子データで、デジタル上で文字を大きくする、また音声で聞くことができる。それぞれ、さまざまな障害や特性をお持ちの方々にとっても、読書がもっともっと身近になる仕組みになっておりますので、ぜひ高齢者の方々、また視覚や聴覚に障害のあるの方々、「本を読むの苦手だったけど、聞くぐらいだったらできるな〜」なんていう方もいらっしゃるかもしれません。多くの方々に、少し本に興味を持っていただいて、素敵な読書習慣を身につけていただけたらうれしいなと思います。

あわせてですね、子どもたちにとっても、読書はとても大きな役割があると思っております。もちろん、学校図書の充実とともにですが、学校の授業の中でも、子どもたちが電子図書館、電子図書をですね、利用しながら、学校の勉強なども機能としては備えています。

まず、子どもたちは学校で一人 1 台端末配られておりますので、それは「きたコン」と申します。この端末の中からログインをして、ID を入れて、そのままアクセスができる。で、クラスみんなで同じ本を共有して、見ながら授業が進められたりとか、みんなでお話ができるというような活用の仕方もされています。児童書の多くはですね、複数ユーザーの皆さんでアクセスできるようになっておりますので、本当に学級活動ですとか、授業、また友だち同士で話し合ったりとか、好きな本で会話を盛り上げるということにもつながるかなというふうに思っています。

現在の、この電子書籍の利用につきましては、全体で 8,210 冊を公開しています。電子図書、また雑誌も含めてですね、合計で 8,210 冊となっています。今後も更なる蔵書の拡充を図りまして、デジタルとリアルの両面から、より豊かで開かれた読書環境を提供していくことができたらと思っております。多くの皆様のご利用をお待ちしております。

この利用案内の対象についてですが、ご利用いただくには、まず北区立図書館の個人利用カードにご登録いただきます。この利用カードはですね、すみません、図書館に行っていていただいて作成していただきます。個人利用カードを発行いただき、その番号が出ますので、その番号でログインをしていただきまして、予約や読んでいただくというような形になってまいります。

今後も、読書バリアフリーを推進し、すべての区民の皆様が、読書を楽しめる環境づくりを進めてまいりたいと思います。ぜひ、新しい電子図書館をご活用ください。

続きまして、3 つ目のご報告です。3 つ目は、北区ネーミングライツパートナー募集についてです。北区では、公共施設やイベントに企業名等の名前をつけていただくネーミングライツ制度を本格導入いたします。この制度は、企業にとっては、高い PR 効果と地域貢献を実現する機会にご活用いただき、区にとっては、施設の維持管理やサービス向上に充てる貴重な財源となります。民間活力の導入によりまして、区民サービスの質を次世代へつないでいく大きな取り組みだと考えています。

この特徴といたしましては、北区では 2 つの募集を、パターンをつくりました。まずですね、令和 8 年度 4 月、今年度から開始させていただきますのが、提案募集型のネーミングライツです。この提案募集型は、まず民間事業者の皆様から自由な提案をいただく形です。この施設にこういう名前をつけたいなとか。この施設を活用したいなと、事業者の方々から北区の施設を見て、また事業を見て、名前を提案していただく制度になります。これをまず先行開始をしております。

北区はですね、対象をお示して、それに対してではなくてですね、事業者の方々の自由な発想で、施設や事業に愛称をつけていただけたらいいなと思っています。多分、行政機関では思い浮かばないようなアイデアですとか、契約条件が出てくるのではないかなというふうに考えています。もちろん、こちらについては、事前相談が必要に

なってまいりますので、「こういったアイデアどうだろう」と事業者の方々は思いついた時点でお問い合わせいただけたらいいと思っております。

あわせて、2 つ目の募集方法といたしましては、特定募集型であります。こちらは、区が特定の施設を選定いたしまして、「この施設についてネーミングライツを募集します」ということで行っていく方式であります。こちらについては、順次実施を予定しております。今の時点では、具体的な日程はまだ決まっておりません。

対象の範囲となりますが、対象施設といたしましては、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園等、区の公共的な施設、及び区の実施事業などを対象としてまいります。対象外とさせていただきますのが、まず庁舎ですね。庁舎や学校、保育園、及びココキタやスペースゆうなど、名称設定に特段の経緯が、「これまでの経緯があつてこの名前になりました」という、そういった施設は対象外とさせていただきます。また、導入が適切ではないと判断される施設などについても対象外とさせていただきます。こういった施設はどうだろうというご相談をですね、ぜひいただけたらいいなと思います。

今回ですね、ネーミングライツパートナー募集をしていく前提となりますのが、これまでも「稼ぐ区役所」ですとか、また行財政改革、歳入アップ、さまざま区民の方々に活用していくことができる歳入を増やして、政策を進めていきたいという考え方のもとでさまざま進めてきました。

特にですね、北区では、令和 7 年度に「北区経営資源確保戦略」を策定いたしまして、それをもとに、毎年どのような形で歳入アップを目指していくかということで、考えてまいりました。その大きな柱の一つとして、今回のネーミングライツがあります。人口構造の変化ですとか、社会課題の複雑化が進む中にあつても、税収のみに頼らない、安定的で柔軟な財政基盤の構築を目指しています。区の資産の最適化でしたり、また区有施設、区有財産を活用した「稼ぐ区役所」を進めていきたいというふうに思っております。

本事業では、この戦略の大きな柱の一つです。得られた財源は、施設の維持管理や運営に直結させ、区民の皆様が安心して利用できる環境づくりに還元をしていきたいと思っております。ぜひ企業の皆様、パートナー企業との協働を通じてですね、施設やサービスにわくわくする変化を生み出していきたいと思っております。地域の活性化を加速させるためにも、企業、事業者の皆様の、ぜひ積極的な手を挙げていただけたら嬉しいです。持続可能な北区の未来を、ともに事業者の皆さんと公民連携でつくり上げていくことができたらありがたいです。多くの企業、団体の皆様の参画を心よりお待ちしております。

4 つ目のご報告です。住民税非課税世帯等へのエアコン購入費助成についてです。毎年夏はですね、記録的猛暑が続いています。この記録的猛暑から区民の方々の命を守るための支援を強化していきたいと考えています。

北区では、エアコン購入費の助成事業の対象となる方や、範囲、補助額を拡充していきます。令和7年度の東京都が、最終補正予算で新たな助成制度を発表しました。この助成制度を最大限に区として活用いたしまして、3点です。

1つ目は、これまで住民税非課税の一人親、障害のある方がいらっしゃる世帯、そして高齢者のみ世帯、この方々が対象でしたが、この最後の高齢者のみ世帯を、「高齢者がいらっしゃる世帯であればいいですよ」ということで、高齢者の方々と若い方々が一緒に暮らしている世帯でも、住民税非課税世帯の方であれば対象の範囲になります。

2点目は、エアコンがこれまで設置されていない、または故障して使えるエアコンが1台もない世帯の、新しくする新規設置が対象となっておりますが、これに加えまして、古い機種、2011年以前に製造されたエアコンのみが付いている、でも動いている。これも買い替えの対象として助成をしております。

3点目は、本体、エアコン本体の購入費の上限を引き上げます。エアコン本体の助成上限額を73,000円から78,000円へと引き上げます。全体のですね、設置工事費等を含めた全体の総額上限は10万円が変わらないのですが、本体の金額は引き上げをさせていただきたいというふうに思っております。記録的な猛暑から、高齢者、障害者、そして一人親世帯の方々など、多くの方々の命を守るための取り組みを強化していきたいというふうに思っております。

そしてですね、この今回、利用者の方々の負担を軽減していくという意味で、前回発表でも入れましたが、手続きにつきましては、区内の協力販売店で購入いただくのですが、ここであらかじめ助成額を差し引いた金額で購入できる方式を採用しておりますので、一時10万円を全部出していただいて戻ってくるのではなくて、補助額が引かれた形の差額分、例えば12万円かかったのであれば、2万円の負担額で購入いただけますという形になっておりますので、経済的に困難な状況にある方々にとっても、迅速に設置、買い替えが可能となっておりますので、ぜひ皆様検討いただけたらと思っております。この事業の詳細ですが、令和8年5月の7日から、コールセンターで受け付けを始めます。

申請プロセスですが、申請をいただきまして、申請前に訪問調査を行わせていただき、設置状況を確認した上で決定をさせていただきたいと思っております。詳細な内容につきましては、北区の公式ホームページ、また、北区ニュース4月20日号にて掲載をさせていただきます。ぜひともホームページ、北区ニュース、そしてコールセンターなどでお問い合わせをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

これからも暑くなります。今日の時点でね、私、今日半袖ですが、今年も夏は暑くなるんだろうなということを感じさせる4月の気温です。どうか皆さん、命を守るための行動をとっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして最後、5 つ目のご報告です。5 つ目は、精神障害者への福祉タクシー券支給の開始についてです。北区では、これまで身体障害、知的障害のある方を対象とした福祉タクシー券を支給させていただいておりました。この対象者に、新たに精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方々を追加いたします。

精神障害の特性によりまして、公共交通機関の利用が困難な方々、移動手段の確保をしていくことで、社会参加と自立を、強力に区としても後押しをさせていただきたいと思っております。精神障害の方々は、外見からは分かりにくく、見えない障害とも言われています。これまで社会的理解が十分に進んでいない面もありました。区としても、当事者やご家族の方々から、そういった特性から、移動の不安があり、外出することが難しいという切実な声をいただいております。また、令和 6 年 5 月には、大手鉄道会社による、精神障害者割引制度の導入なども開始され、支援の輪は急速に広がっています。さらに、区としても、その支援を強化していくため、「障害者基本法」の理念が掲げる“自立と社会参加の促進”に基づきまして、障害の種別を問わず、誰もが安心して地域で暮らせる環境を整えるための大きな一歩となるよう、取り組みを決定いたしました。

この支給内容と利用方法についてであります。支給額につきましては、精神障害、また知的障害、身体障害、皆さん同額であります。1 か月当たり 4,000 円分 x12 か月、4 月から 3 月までの年度で見ます。例えば 4 月に申請いただくと、12 か月分、6 月に申請いただくと 3 月末までの 10 か月分をまとめてお支払いするという形になります。

またですね、このタクシー券、ご利用いただけますのは、北区と契約する各タクシー会社での利用となっております。この点についても、ご確認をいただきながらご活用いただきたいと思います。

申請につきましては、必要書類、各障害の方々、手帳、障害者手帳と、それから本人確認書類、こちらをお持ちいただきまして、北区障害福祉課の窓口にお越しいただきたいと思っております。詳細の内容につきましては、北区公式ホームページでご案内をさせていただいております。

精神障害に関する福祉サービスは、今まさに発展の過程であります。この制度が外出に不安を抱える方々の背中を押し、社会とつながるきっかけとなることを、心から期待をしております。北区は、これからも障害の特性に寄り添い、共に生きるまちづくりを一層進めてまいりたいと思っております。以上、今月は 5 点についてご報告をさせていただきました。ありがとうございます。

#### 【司会】

それでは、これより質疑応答に移らせていただきます。ご質問の際には、挙手のうえ、職員が持参いたしますマイクを使ってご発言ください。ご発言の後は、マイクの電源をオフにさせていただきますようお願いいたします。本日の記者会見の内容に関しまして

ご質問ございますでしょうか。

【やまだ区長】

どうぞ。

【質問者・読売新聞】

読売新聞のミネと申します。ネーミングライツの件伺いたいんですけども、対象となる施設は何施設ぐらいになるのでしょうか。

【やまだ区長】

対象とならない施設の方が、逆に「こういったものは難しいですよ」っていうことをお知らせして、それ以外のところでご提案をいただくという形になろうかと思えます。

【質問者・読売新聞】

そういう学校だったり、いろんな経緯があったところを除く、ほとんどの…

【やまだ区長】

そうですね、はい、事業も含めて、はい。

【経営改革・公共施設再配置推進担当課長】

先ほどの施設の数ということでございますけれども、今回については、先程の説明の中にもございましたけれども、主にはスポーツ施設ですとか、会館などの施設を対象とさせていただくというところで、こういった施設の指定管理施設、区ではほとんど導入してございますので、その数で申し上げますと、二百数十の数となるというところでございます。その中から、先ほどのご説明のように、一部除外させていただくような施設があるというような状況でございます。

【質問者・読売新聞】

ありがとうございます。

【やまだ区長】

はい。

【司会】

その他ご質問いかがでしょうか。はい、それでは記者会見以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

【やまだ区長】

ありがとうございました。